（7）地産地消の取組の状況

○　地域の生産者と消費者の結びつきを強化し、消費者の需要に対応した生産を行うこと等を通じ、地域の農林水産物の利用を拡大する地産地消の取組が全国で展開。
○　地域の農林水産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約23,000ヶ所に達し、年間販売額は約8,400億円。
○　食育にもつながる学校給食における地域の農林水産物の利用割合は約25%。
○　農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数は約903万人。

直売所の状況

	18年度	24年度	（目標）32年度
直売所数	13,538	23,560	―
総販売額(億円)	4,585	8,448	―
1直売所当たり販売額（万円）	3,387	3,587	―
1億円以上の直売所割合（常設店舗・通年営業）	16%	17%	50%

資料：農林水産省「2005年世界農林業センサス」、「平成19年農産物地産地消等実態調査」、「平成24年度6次産業化総合調査」
※ 直売所数は、「2005年世界農林業センサス」の数値
※ 総販売額は、「直売所数×1直売所当たり販売額」により算出
※ 1直売所当たり販売額は、「平成19年農産物地産地消等実態調査」の数値
※ 32年度目標は、「農林漁業者等による農林漁業及び関連産業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」における目標値

平成24年度年間販売金額規模別農産物直売所の割合（常設店舗・通年営業）

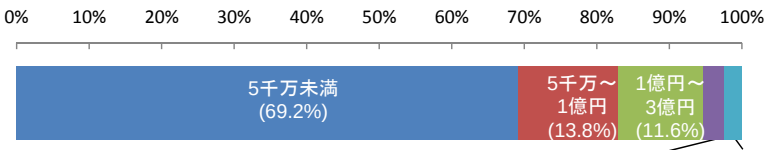

資料：農林水産省「農業・農村の6次産業化総合調査」（組替集計）

学校給食における地場産物の利用状況

19年度	24年度	27年度（目標）※
23.3%	25.1%	30.0%

資料：文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況調査」
※ 27年度目標は、第2次食育基本計画における目標値

グリーンツーリズム施設宿泊者数

19年度	24年度	32年度（目標）
813万人	903万人	1050万人

資料：農林水産省農村振興局調べ

取組事例①　地域内での共生～農家主導の‘小さい流通’へのチャレンジ～（株）ナチュラルスタンスクラブ（秋田県大仙市）

＜ポイント＞
■　地域の生産者有志をネットワーク化し、生産者主導のインショップの直売コーナーを運営。
■　学校給食への食材の供給や学生の農業講座の受け入れ等を実施。

＜取組の内容＞

【地元スーパーと連携したインショップの展開】
地元資本のスーパーとの連携により、スーパー内インショップとして会員農家の商品を取りまとめた売り場を展開。地元の大仙市を中心に秋田市内まで県内21店舗の売り場に会員の商品を納入。

【女性・高齢農家から大規模農家まで参画する活動】
インショップは少量品目も取り扱うが、大量生産する会員の品目はスーパーの一般青果売り場につなぐなど、新たな売り先も確保。少量多品目の生産者だけでなく、専作経営、農業法人、園芸部門を拡大している農家にも安定的な売り場を確保することで、多様な会員農家の生産振興に寄与。

【資源循環システムの構築】
スーパーで発生した食品残渣をペレット堆肥化し、その堆肥を会員が生産に使用。堆肥を利用して生産した農産物はスーパーが全量買い取るという、資源循環システムを構築。

【秋田県立大曲養護学校との交流・連携】
平成20年度より学校の給食食材等を供給。また、23年度より生徒の農業講座を受け入れ、現在は年間40回ほど生産・加工・販売の実習指導にあたり、生徒達の農業研修と職業訓練の機会として機能。

【農家の所得向上や農業後継者の育成をサポート】
楽しく収益も上がる活動を通じて、若手会員が増加傾向。会として活発に研修機会や交流の場を設けることで会員間で生産技術の交換や伝承が進められ、地域の農業後継者の育成に寄与。

インショップの直売コーナー

養護学校との交流・連携

取組事例②　多様な生産者が担う地産地消の食材供給
宍粟市学校給食センター（兵庫県宍粟市）

＜ポイント＞
- JA、集落営農組合、小規模生産者、高齢農家など多様な生産者が連携し安定供給。
- 休耕田で栽培した大豆を加工した豆腐等の使用、シカ肉等のジビエ給食の提供など、地域の特性に合った供給体制を構築。

＜取組の内容＞

【多様な生産者が担う食材供給（活動参加者　13団体）】
生産者組織、JA、栄養教諭、行政等が参加する連絡会議を毎月実施し、話し合いを通じて生産状況、数量、献立等の情報を共有。3つの給食センターごとに、JA、集落営農、小規模生産者、高齢農家など複数の生産者が供給する出荷体制を構築し、安定供給を確保。

【宍粟市産の食材の提供】
地場野菜や卵はもとより、休耕田で契約栽培した大豆を地元業者が豆腐や油揚げ等に加工して使用。味噌は給食センター職員が仕込み、供給。地元にシカ肉加工処理場が出来たことで23年度からシカ肉給食も実施。

【週5日の米飯給食へのこだわり】
週5日の米飯給食の和食献立により、旬の多種多様な地元食材を活かすことが可能。平成17年度の喫食率は85%だったが、24年度は95%に向上。野菜の地産地消率も年平均71.8%にまで伸展。

【「食育の日」（毎月19日）は宍粟市産のみ】
「食育の日」は宍粟市産食材だけで作る、ご飯と汁物のみの献立とし、地元のものだけを食べていた昔の食事を知る機会として定着。「ふるさと献立の日」（月1回）は水産物・畜産物も兵庫県産を使用。

【生産者と子ども達のふれあい交流】
生産者や調理員が学校に訪れる「顔の見える給食」の実施や子ども達が農場に行き、作業を体験する機会を設ける等、生産者と子ども達との交流を進めることで、生産者や調理員の意欲も向上。毎日発行する給食カレンダーには誰が作った物か名前までを明記し紹介。

シカ肉を使用した給食

生産者とのふれあい交流

4　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法関係

（1）株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要

1　背　　景

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、**民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められている**ところ。

2　趣　　旨

我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる**成長産業となるようにするため**、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し**出融資や経営支援を行う枠組みを定める。**

3　法律の概要

（1）機構の設立及び政府の出資等
① 機構は、農林水産大臣の認可により**全国で一を限り設立**
② **政府は、常時、機構の発行済株式総数2分の1以上を保有**し、必要と認めるときは機構に出資等を実施

（2）農林漁業成長産業化委員会
支援対象及び支援内容等の決定のため、機構に**農林漁業成長産業化委員会（農林漁業に関し専門的な知識経験を有する者その他の委員で組織）を設置**

（3）業務の範囲
① 新たな事業分野を開拓する事業活動を行う**六次産業化・地産地消法の認定事業者に対する出資（直接出資）、資本性劣後ローンの提供**
② **①の者に対し資金供給その他の支援を行う団体に対する出資（間接出資）、指導**　等

（4）支援基準及び業務の実施
① **農林水産大臣は、**機構が支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき**基準（支援基準）を策定**
② 支援基準は、農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、**地域の農林漁業の健全な発展等に配慮して策定**
③ **機構は、支援基準に従い、農林水産大臣の認可を受けて支援**を実施

（5）その他
上記のほか、**農林漁業者等の意見聴取、存続期間（～H45.3）、国による監督等の規定を整備**

（2）農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ

（本図は資金・支援の流れを図示したもの）

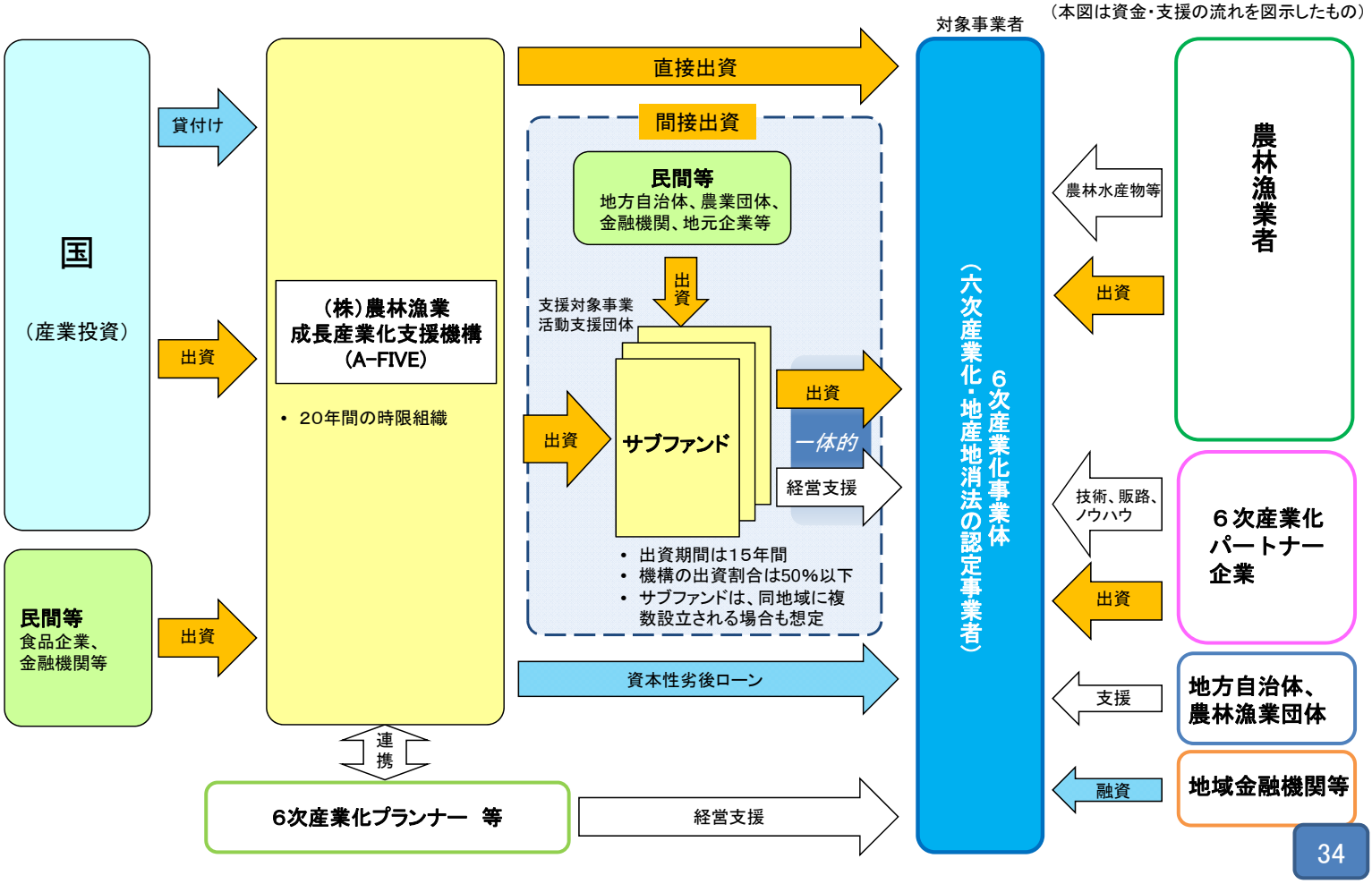

（3）支援対象事業者の資本結合による戦略的提携

○ 農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が、6次産業化事業に取組むため、共同で出資された事業者。
○ 農林漁業者の主体性が確保されている（農林漁業者の議決権がパートナー企業出資分を超えている）事業者。
○ 「六次産業化・地産地消法」の計画認定の取得が要件。

【6次産業化事業体】

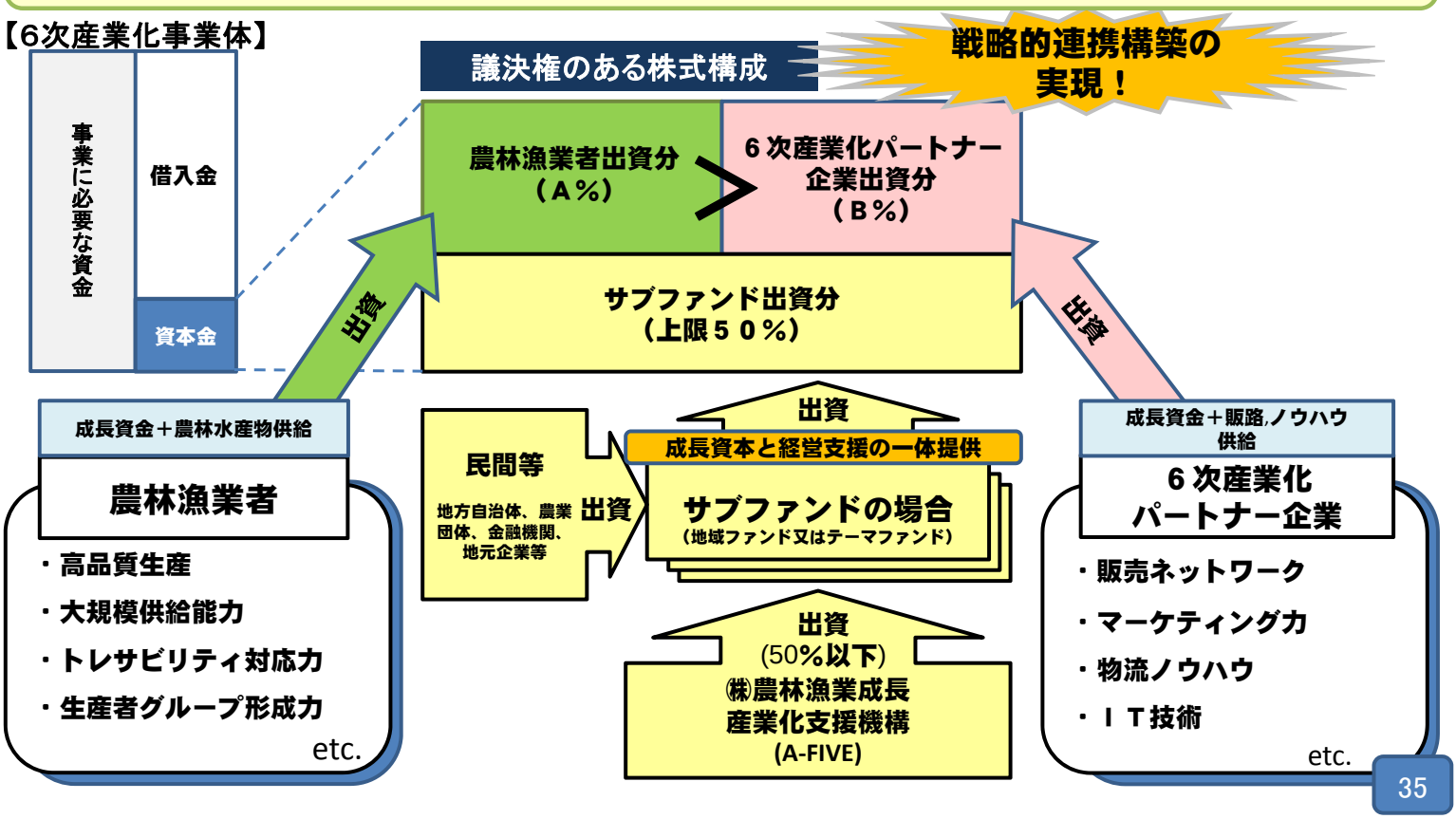

（4）出資対象となる事業体の設立手法

○ 出資対象となる事業体は、農林漁業者からの
①出資、 ②現物出資、 ③加工部門の分社化、等の手法により、ファンドからの出資受け皿となる6次産業化事業体を用意。
○ 既存の事業体を活用し、追加的にサブファンド、パートナー企業からの出資を受け入れることも可能。

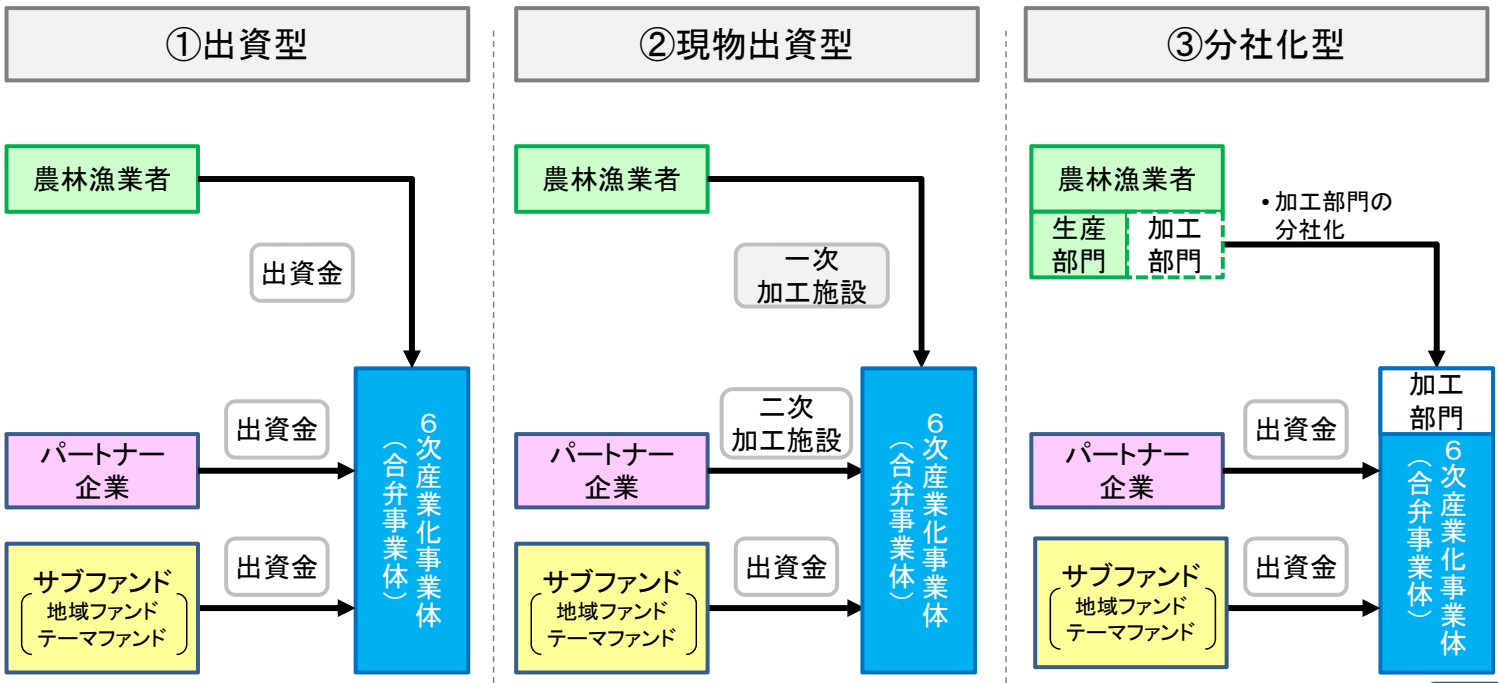

（5）新たな政策ツールとしての「出資」

○ これまでの補助金・融資に加え、新たな政策ツールとして「出資」を追加。
○ ファンドからの「出資」により、①自由度の高い資金供給、②財務体質の強化（民間資金の呼び水）を通じて、6次産業化事業の取組強化・拡大を図る。

	補助金	融資	出資（本ファンド）
特徴	• 事業要件が厳格 • 担保・保証不要 • 資金使途が限定的	• 担保・保証等が課題 • 資金使途が限定的	• 事業設計の自由度が高い • 担保・保証不要 • 財務体質を強化
自己資金と事業資金の関係	平均的な自己資本比率の逆数を借入限度額とみなした場合、自己資金の何倍まで資金調達できるかを検討		
	調達資金：補助金 ① 自己資金 ①	調達資金：融資 ④ 自己資金 ①	資金調達：金融機関等からの融資 ⑯ （※）資本性劣後ローン ファンド出資分 ② 自己資金(ﾊﾟｰﾄﾅｰ事業者) ① 自己資金(農林漁業者) ①
	• 仮に補助率1/2の場合、自己資金の2倍の規模まで事業規模を考えられる	• 事業者の信用力によるが、一般的な水準（※）では、自己資金の2倍～5倍の規模まで考えられる	• パートナーやファンドの出資が活かされることで、自己資金の20倍程度の規模の事業も考えられる

（※）資本性劣後ローンとは、金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金。

（6）A－FIVE（ファンド）の積極的な活用に向けた今後の対応

○ 農林漁業者の出資割合（25%超）の取扱いについては、ファンド法の3年後の見直しの中で総合的に検討することとし、当面は以下のとおり対応。
○ 植物工場を含め、合弁事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
○ 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
○ サブファンドの出資割合の引き上げ、資本性劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資等多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進。

A－FIVEによる植物工場等への支援

① 植物工場への出資
加工・流通等の取組と併せて植物工場を整備する場合に出資。

② 農業分野への出資
加工・流通等の取組に必要な農業生産について出資。

企業によるファンド活用の推進

① 農業に参入した企業によるファンド活用の推進

（ｉ）農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加

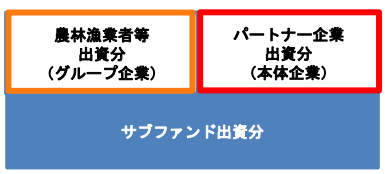

（ⅱ）リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加

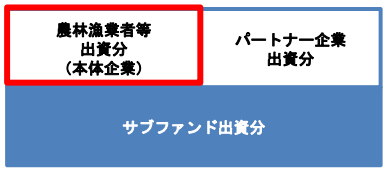

② ガイドラインの策定
加工・流通のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ガイドラインを示し出資案件の形成を促進。

多様な資金調達等によるファンド活用の推進

① 農林漁業者の実質的な出資負担の軽減（東日本大震災の被災地域などに配慮）

（ｉ）一定の条件の下、サブファンドの出資割合の引き上げ

（ⅱ）資本性劣後ローンの活用

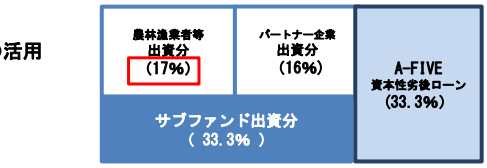

（ⅲ）１人当たりの出資負担額の縮小

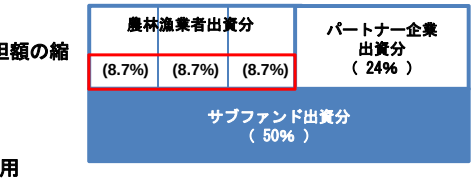

② 目利き人材の活用
ＡｰＦＩＶＥの業務運営に当たっては、引き続き、ファンド、食品会社出身者等を活用。
③ サブファンドとの連携強化
ＡｰＦＩＶＥとサブファンドとのコミュニケーションの強化。

(7) サブファンド設立状況について

（平成26年5月26日現在）

43サブファンド
総額681.02億円
（うちA-FIVE分340.51億円）

1．地域ファンド

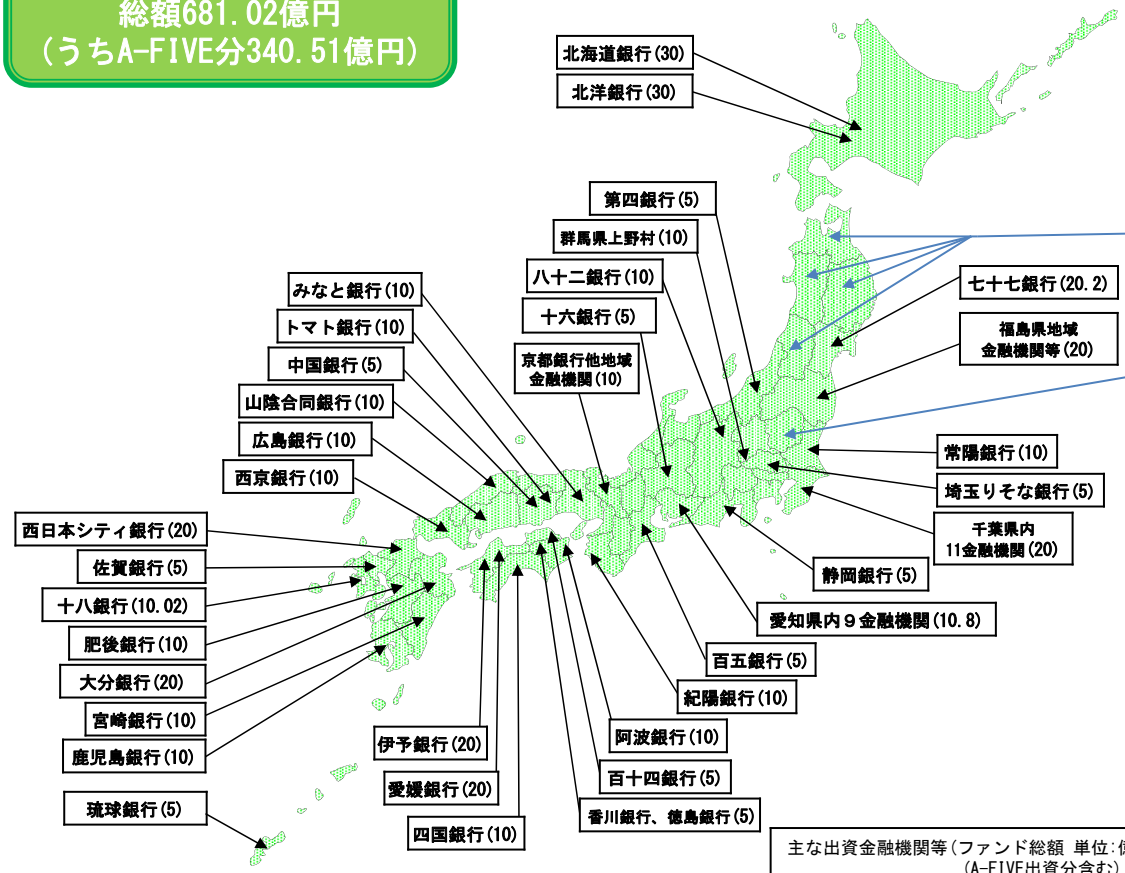

2．県域に限られないファンド

- ＪＡグループ(100)
- みずほ銀行(100)（注２）
  - 東北の以下の４行と連携(20)
    荘内銀行、北都銀行、
    みちのく銀行、東北銀行
  - 足利銀行等栃木県内10金融機関と連携(20)
- 三菱東京ＵＦＪ銀行(20)
  - 東北の以下の４行と連携
    青森銀行、秋田銀行、
    岩手銀行、山形銀行
- 三井住友銀行(20)

3．テーマファンド

- エー・ピーカンパニー(10)
- ぐるなび(10)

注1　当資料は設立準備中のサブファンドも含まれます。

注2　地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

(8) 出資案件の状況について

（平成26年5月30日現在）

出資案件　２３件
サブファンド出資決定額
15.78億円
（うちA-FIVE分7.89億円）

○47都道府県中で16道都県から案件が組成

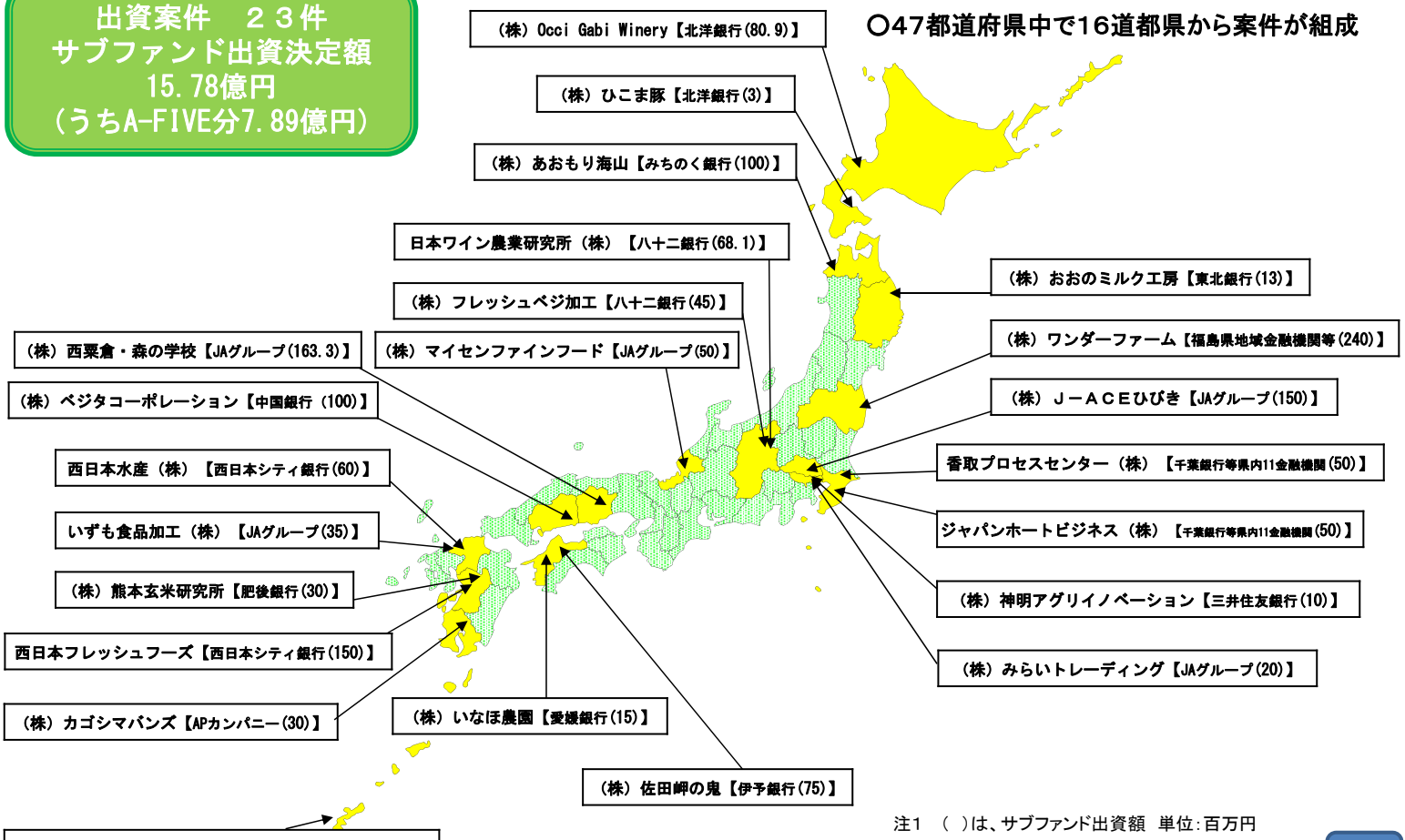

注1　（ ）は、サブファンド出資額　単位：百万円

注2　所在地については、6次産業化事業体の所在地

（参考）A－FIVE出資案件について①

【平成26年5月30日現在】

事業者名	ＳＦの主な出資者	ＳＦによる出資決定額（単位：百万円）	事業内容	出資同意決定日
株式会社OcciGabi Winery（北海道 余市町）	北洋銀行	ＳＦ 80.9(40.45)※ 出資総額 161.8	● 余市産ぶどうのみを使用した高品質・高価格ワインを製造。	H25.9.2
ジャパンホートビジネス株式会社（千葉県 富里市）	千葉銀行等県内11金融機関	ＳＦ 50(25)※ 出資総額 100	● 植木、盆栽を中国に加えＥＵ、北南米等の輸出も志向して新たな市場を開拓。	H25.9.2
沖縄栽培水産株式会社（沖縄県 与那国町）	西日本シティ銀行	ＳＦ 40(20)※ 出資総額 80	● 沖縄県与那国島で高品質な車えびの周年販売を実現。	H25.9.2
西日本水産株式会社（福岡県 福岡市）	西日本シティ銀行	ＳＦ 60(30)※ 出資総額 120	● 未成熟なウナギを一定の条件下で再肥育し、成熟したウナギとして出荷。	H25.10.9
株式会社みらいトレーディング（東京都 千代田区）	ＪＡグループ	ＳＦ 20(10)※ 出資総額 40	● 鮮度を保持できる新包装でレタスを流通。	H25.11.11
株式会社あおもり海山（青森県 深浦町）	みちのく銀行	ＳＦ 100(50)※ 出資総額 200	● クロマグロを冷凍加工し、新たな販路を拡大。	H26.1.27
株式会社おおのミルク工房（岩手県 洋野町）	東北銀行	ＳＦ 13(6.5)※ 出資総額 26	● 高温保持殺菌牛乳やソフトクリームミックス等の開発及び販路拡大。	H26.3.10
株式会社熊本玄米研究所（熊本県 大津町）	肥後銀行	ＳＦ 30(15)※ 出資総額 60	● 玄米ペーストによる製パン加工で学校給食・病院向け等に販売。	H26.3.10
株式会社マイセンファインフード（福井県 鯖江市）	ＪＡグループ	ＳＦ 50(25)※ 出資総額 100	● 玄米・大豆を原料とした精肉代替商品の商品開発・販売。	H26.4.14
株式会社ベジタコーポレーション（広島県 福山市）	中国銀行	ＳＦ 100(50)※ 出資総額 200	● 産地リレーにより九州全域及び消費地へのカット野菜の製造販売。	H26.4.14
いずも食品加工株式会社（福岡県糸島市）	ＪＡグループ	ＳＦ 35(17.5)※ 出資総額 70	● 九州産の野菜を活用し、九州全域及び消費地向け惣菜の販売。	H26.4.14

※：（ ）内はA-FIVE出資相当分

A－FIVE出資案件について②

【平成26年5月30日現在】

事業者名	ＳＦの主な出資者	ＳＦによる出資決定額（単位：百万円）	事業内容	出資同意決定日
株式会社カゴシマバンズ（鹿児島県霧島市）	エー・ピーカンパニー	ＳＦ 30(15)※ 出資総額 60（注）	● 外食チェーン向け「黒さつま鶏」の加工販売。	H26.4.14
株式会社ひこま豚（北海道 森町）	北洋銀行	ＳＦ 3(1.5)※ 出資総額 6	● 養豚事業者による独自ブランドの飲食店、直売及び外食事業者等への販路拡大。	H26.5.12
株式会社Ｊ-ＡＣＥひびき（埼玉県 川越市）	ＪＡグループ	ＳＦ 150(75)※ 出資総額 300	● 農業者団体が、外食事業に進出、多店舗拡大を行う。	H26.5.12
株式会社神明アグリイノベーション（東京都 中央区）	三井住友銀行	ＳＦ 10(5)※ 出資総額 20	● 需要者ニーズに基づき、多様な業務用の米需要に応じた販売。	H26.5.12
日本ワイン農業研究所株式会社（長野県 東御市）	八十二銀行	ＳＦ 68.1(34.05)※ 出資総額 136.2	● 地元ぶどう・りんごのワイン及びシードルの醸造・販売	H26.5.12
株式会社西粟倉・森の学校（岡山県 西粟倉村）	ＪＡグループ	ＳＦ 163.3(81.65)※ 出資総額 326.6	● 間伐材を原料とした加工品の製造、販売。	H26.5.12
株式会社いなほ農園（愛媛県 八幡浜市）	愛媛銀行	ＳＦ 15(7.5)※ 出資総額 30	● 「媛っこ地鶏」を活用した加工品の販売と新たに飲食店・直売所に進出する事業。	H26.5.12
西日本フレッシュフーズ株式会社（熊本県 熊本市）	西日本シティ銀行	ＳＦ 150(75)※ 出資総額 300	● 生産者と青果卸が連携し、カット野菜・カット果物サラダ等の製造販売。	H26.5.12
株式会社ワンダーファーム（福島県いわき市）	福島県地域金融機関等	ＳＦ 240(120)※ 出資総額 480	● トマト加工品の製造販売やレストラン運営事業に進出し、被災地の復興を目指す事業。	H26.5.30
香取プロセスセンター株式会社（千葉県香取市）	千葉銀行等県内11金融機関	ＳＦ 50(25)※ 出資総額 100	● 地元産野菜を中心とした業務用カット野菜の製造販売及び漬物の製造販売。	H26.5.30
株式会社フレッシュベジ加工（長野県長野市）	八十二銀行	ＳＦ 45(22.5)※ 出資総額 90	● 産地リレー体制による業務用及び消費者向けカット野菜の製造販売。	H26.5.30
株式会社佐田岬の鬼（愛媛県松山市）	伊予銀行	ＳＦ 75(37.5)※ 出資総額 150	● 量販店、外食店の需要に応じた付加価値の高い手法によるしらすの加工販売。	H26.5.30

※：（ ）内はA-FIVE出資相当分

（注）：無議決権株式を含む

累計 23件

サブファンド 1,578百万円（789百万円）※

出資総額 3,156百万円

５　その他

（1）産業連携ネットワーク

○　農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な業種が集い、知見の共有と連携等によってイノベーションを進める場（プラットフォーム）として産業連携ネットワークを創設。各種テーマの交流会や連携プロジェクト等を推進。

概　要

【会員数】
1200以上の団体・企業・個人が参加
【会員構成】
- ◆　農林水産関係（農林漁業団体、農業法人、農林漁業者等）
- ◆　二次・三次産業関係（経済団体、企業（食品、鉱業、建設、機械、製造、情報通信、流通、卸売、小売、外食、観光、金融、保険、宿泊、医療、福祉、コンサルティング等）、NPO等）
- ◆　シンクタンク、研究機関、研究者、教育・人材関係
- ◆　行政、消費者団体、マスメディア等

【参加方法】
ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/sanren.html）に掲載の規約を確認し参加登録申込書に記入して事務局まで電子メール（sanren_network@nm.maff.go.jp）で送付。参加費は無料。

活　動　状　況

◆多様なテーマの交流会等の開催
- ➢　人材育成、企業参入交流会（平成24年4月）
- ➢　6次産業化クラスター検討交流会　（平成24年5月）
- ➢　企業の農業参入交流会　（平成24年6月）
- ➢　ICT基盤活用交流会　（平成24年7月）
- ➢　農業の海外進出交流会（オランダ）（平成24年8月）
- ➢　農林漁業成長産業化ファンド説明会（平成24年9月）
- ➢　ICTの普及検討交流会　（平成24年9月）
- ➢　竹資源活用交流会　（平成24年9月、10月）
- ➢　企業・地域連携の地場産品活用交流会　（平成24年11月）
- ➢　ICTのニーズとシーズの共有交流会（平成24年12月）
- ➢　特例子会社による企業の農業進出交流会（平成25年2月）
- ➢　農業の海外進出交流会（アジア）（平成25年6月）
- ➢　ICTのニーズとシーズの共有交流会（IT戦略）（平成25年8月）
- ➢　陸上養殖交流会（平成25年10月）
- ➢　ICTのニーズとシーズの共有交流会（平成25年12月）
- ➢　6次産業化のリスクと対策交流会（平成26年2月）
- ➢　農観連携交流会（平成26年6月）

◆会員が提案する連携プロジェクトの推進　（提案プロジェクトの例）
- ➢　生産者とメーカーが連携した有機水稲除草ロボットの実用化プロジェクト
- ➢　食品企業と畜産法人が連携した副産物の飼料化と食肉生産、販売プロジェクト
- ➢　プラント企業と生産者や肥料メーカーが連携した新技術による有機質肥料の製造・活用プロジェクト

◆専用クラウドによる情報発信や共有化

(2) 平成26年度予算の概要 ①

（1） 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、出資等の支援を実施。

〔 50億円〔産投出資〕、100億円〔産投貸付〕 〕

（2） 6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県に交付金を交付し、
【ソフト】
- 6次産業化プランナー等の配置等による6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備
- 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催
- プロジェクトの調査・検討やプロジェクトリーダーの育成
- 新商品開発・販路開拓

【ハード】
- 六次産業化・地産地消法認定者等が6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備

に対して支援を実施。

〔 2，131百万円 〕

【想定事例】（「トマトゼリー」の商品化）

① JAが農家に呼びかけ、六次産業化・地産地消法認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携
② 法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売
③ 複数産地のトマト農家がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給

（3） 6次産業化ネットワーク活動支援事業

6次産業化等の取組を拡大するため、
【ソフト】
- 県域を越えて農林漁業者と多様な事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催
- プロジェクトの調査・検討やプロジェクトリーダーの育成
- 新商品開発・販路開拓

【ハード】
- 六次産業化・地産地消法認定者等が県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備

に対して支援を実施。

〔 224百万円 〕

【想定事例】（高品質の冷凍枝豆を海外へ輸出）

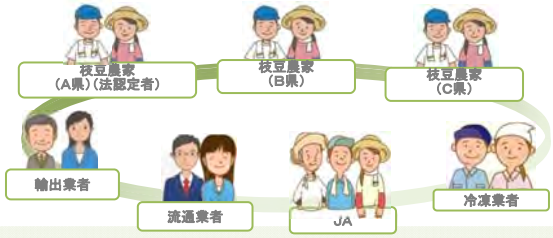

① 複数の都道府県で枝豆を生産
② 収穫後、産地近郊の冷凍枝豆工場で短時間で加工し、生鮮品を超える品質の冷凍枝豆を製造
③ 商社など流通業者や輸出業者の販路を活用して、国内外に販売

平成26年度予算の概要 ②

（4） 6次産業化サポート事業

全国的な視点で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するため、
- 6次産業化中央サポートセンターによる高度な専門性を有した民間の専門家（6次産業化プランナー）の選定・派遣
- 必要となる人材の育成研修会の開催
- 地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動の全国的な展開に向けた情報交換会の開催
- 優良事例の収集・分析や事例発表会の開催
- 実践モデルの作成とこれを活用した啓発セミナーの開催

等の支援を実施。

〔 290百万円 〕

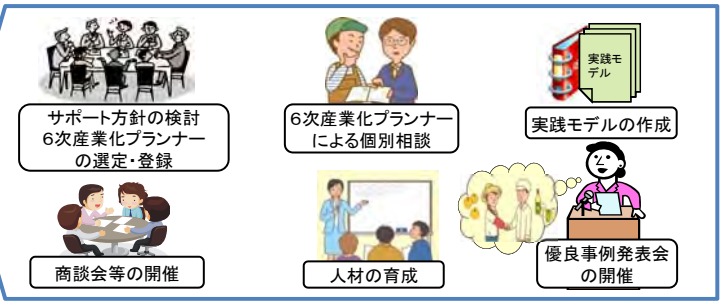

（5） 農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業

農山漁村地域における新たなビジネスを自ら創出する「農山漁村地域ビジネス創出人材」を育成するため、
- 人材育成カリキュラムの策定
- 策定したカリキュラムに基づき、eラーニング研修や実施研修も組み込みながら、実践的スキルを向上させるための研修の実施

〔 35百万円 〕

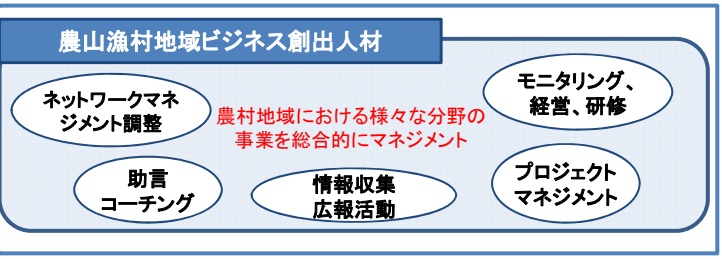

（日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち）

（6） 学校給食地場食材利用拡大モデル事業

学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制を構築するため、
- 市町村、学校、農林漁業者、農協、卸売市場等が連携して行う新たな生産・供給システムの構築に向けた推進会議の開催
- 関係者の相互理解を図るための研修会・ほ場見学の支援
- 新しい献立・加工品の開発・導入等の支援
- 先進的な優良事例や地場産農林水産物等を利用した献立などの情報収集・普及啓発
- 学校給食等への食材供給システムの構築を支援する専門人材の派遣

等を実施

〔 1，518百万円の内数 〕

Ⅱ　農山漁村における再生可能エネルギーの導入

１　現状と課題

（1）再生可能エネルギーとは

○ **再生可能エネルギーの定義（※国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における定義）**
再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。特にバイオマス、太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）など。

(2) 我が国における再生可能エネルギーの位置づけ

○ 我が国の総発電量に占める再生可能エネルギー電気の割合は、大規模水力発電を除くと約1%。
○ エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）では、再生可能エネルギーについて、導入を最大限加速していくことを明記。

発電電力量の推移

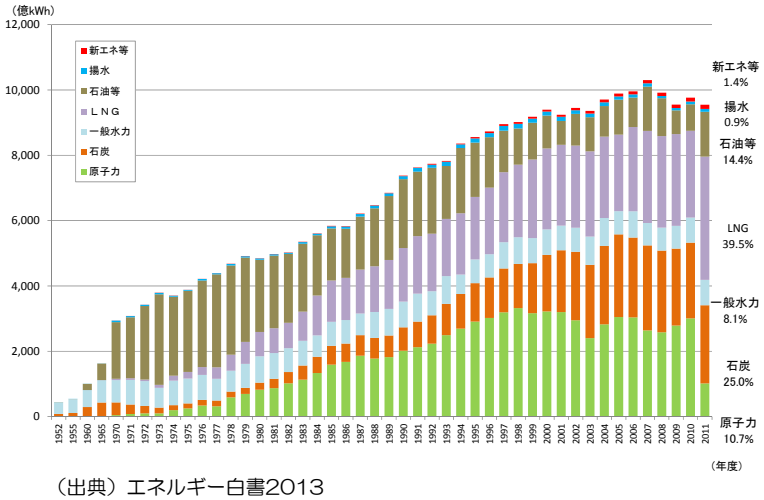

（出典）エネルギー白書2013
（注）７１年度までは９電力会社計

エネルギー基本計画における位置づけ

○エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定・抜粋）

第２章　エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針
第２節　各エネルギー源の位置づけと政策の時間軸
１．一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置づけと政策の基本的な方向

（１）再生可能エネルギー
②政策の方向性
再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進める。（略）こうした取組により、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準[1]を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。

[1] 2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し（再計算）」（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は13.5%（1,414億kWh））及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」（2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh））。

(3) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。
○ 平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性が生じている。

農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

○国土構成

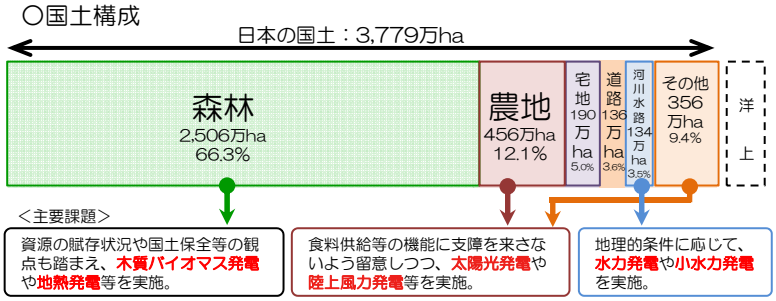

＜主要課題＞

資源の賦存状況や国土保全等の観点も踏まえ、**木質バイオマス発電**や**地熱発電**等を実施。

食料供給等の機能に支障を来さないよう留意しつつ、**太陽光発電**や**陸上風力発電**等を実施。

地理的条件に応じて、**水力発電**や**小水力発電**を実施。

（資料）国土交通省「平成24年度土地に関する動向」

○農山漁村における再エネ発電のポテンシャル

◆太陽光発電
- **再生利用困難な荒廃農地の面積：13万ha**
  仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合
- **年間発電量：820億kWh**

◆農業用水利施設による小水力
- **年間発電量：8.9億kWh**
  （未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算）

◆バイオマス発電
- **未利用間伐材（林地残材）の年間発生量：2,000万m³**
  仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- **年間発電量：70億kWh**

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。

固定価格買取制度の開始

○平成24年7月より、再生可能エネルギー発電の標準的なコストをまかなえる価格での買取りを一定期間保証する固定価格買取制度が開始。

○平成26年度固定価格買取制度の買取価格・期間の例

電源（調達区分）	調達価格（税抜）	買取期間
太陽光（10kW以上）	32 円/kWh	20年
風力（20kW以上）	22 円/kWh	
小水力（200kW未満）	34 円/kWh	
既存導水路活用小水力（200kW未満）	25円/kWh	
バイオマス（未利用間伐材等）	32 円/kWh	
バイオマス（メタンガス発酵）	39 円/kWh	

(4) 固定価格買取制度の現状

○ 計画から稼働までの期間が短いこと等から、固定価格買取制度の開始後において、太陽光発電の認定が極めて多い。
○ 太陽光発電設備の設置主体は首都圏企業が多い一方で、地元企業によるものは全体の4分の1程度。また、その他の電源も含め、地域の農林漁業者など地域の主体による取組事例は、未だ少ない状況。

電源別の稼働率、計画から稼働までの期間等

種類	モデルプラントの想定出力	稼働率	計画から稼働までの期間
太陽光	2,000kW（所要面積3ha）	13%	約1年
風力	20,000kW（2,000kW×10基）	20%	約4～5年
小水力	190kW	60%	約2～3年
バイオマス（木質専焼）	5,000kW	80%	約3～4年
バイオマス（バイオガス）	50kW	90%	約2年
地熱	30,000kW	80%	約9～13年

※コスト等検証委員会報告書（2011年12月）を元に、一部調達価格等算定委員会資料を参照。

固定価格買取制度の認定を受けた設備容量

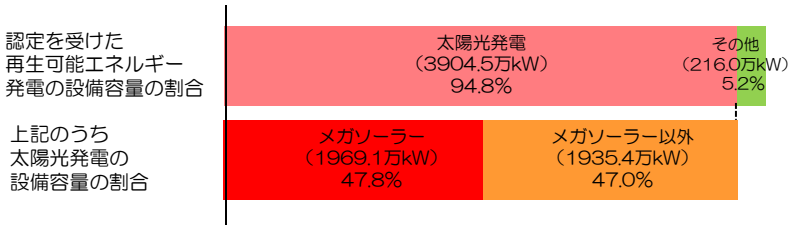

（資料）再エネ設備認定状況（資源エネルギー庁HPより）を基に作成（平成26年2月末時点）。

太陽光発電の設置主体（面積ベース）

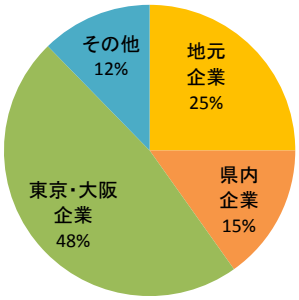

（資料）経済産業省「工場立地動向調査（平成24年）」を基に作成。
なお、分類の定義は以下のとおり。
地元企業：太陽光発電設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
県内企業：太陽光発電設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
東京・大阪企業：設置主体の本社所在地が東京都・大阪府のもの（県内企業、地元企業を除く）。

(5) 再生可能エネルギーによる利益の地域への還元

○ 再生可能エネルギー発電による売電収入のうち、自ずと地域へ支払われるものは土地の賃借料や固定資産税等一部にとどまる。
○ 今後の電力システム改革による小売参入自由化により、約7.5兆円の電力市場が開放されることも踏まえ、地域の資源を活用した再生可能エネルギーによる利益をどのように地域の活性化に結び付けるかは農山漁村の振興を図る上で重要な課題。

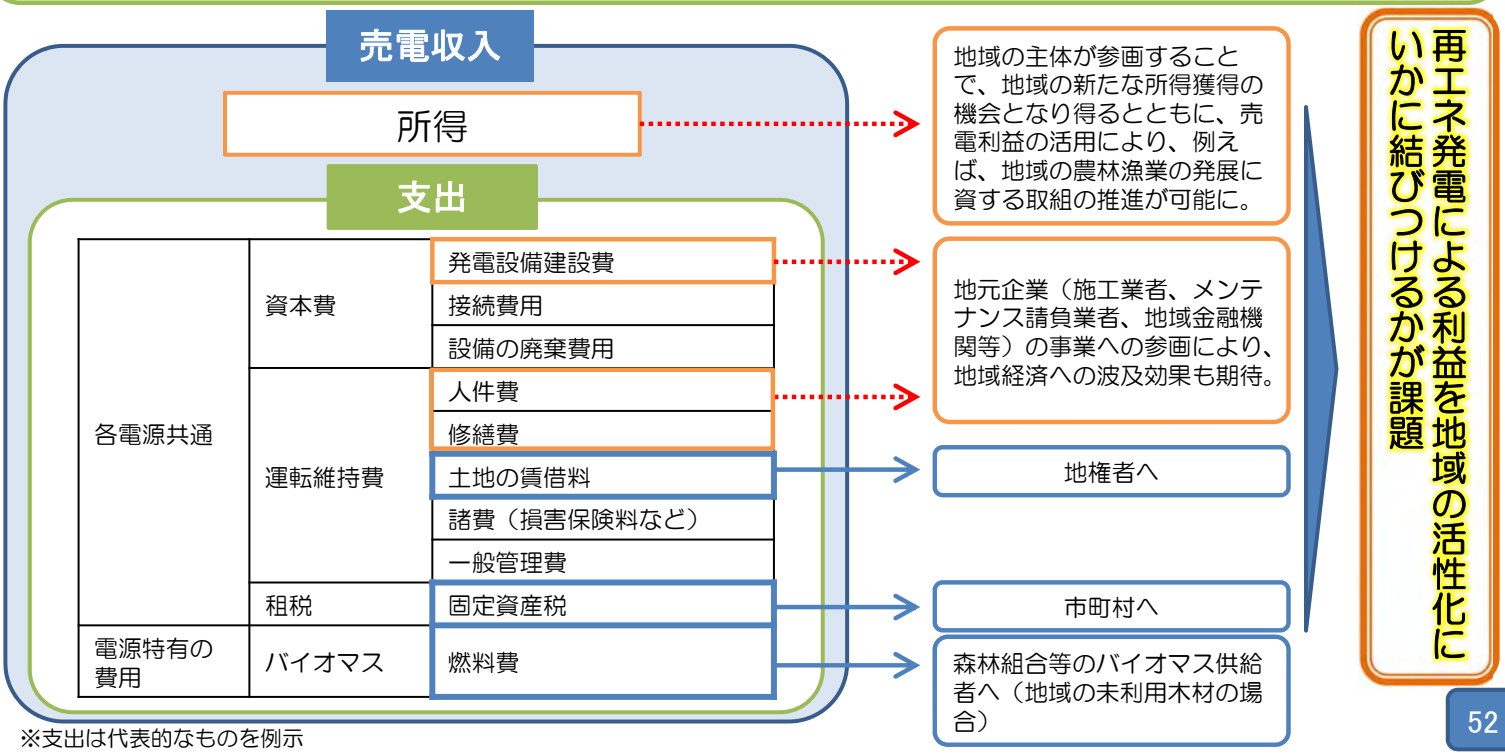

※支出は代表的なものを例示

(6) 農林漁業と再生可能エネルギーによる土地等の利用調整

○ 固定価格買取制度開始後、再生可能エネルギー発電事業のために、各地で遊休地（公有地、私有地）などの土地需要が増加。農林地等の利用を求める動きも増大。
○ 農林漁業の地域の基幹産業としての位置づけやその多面的機能の重要性を踏まえれば、土地や漁港・水域の農林漁業上の利用との適正な調整が課題。

太陽光発電設備が設置された地目

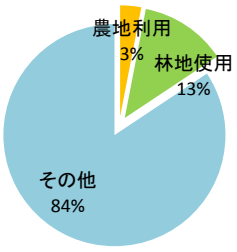

（資料）経済産業省「工場立地動向調査（平成24年）」を基に作成。
「その他」には、宅地、原野、埋立地、工場跡地を含む。

再生可能エネルギー発電設備の地代収入

		10a当たり賃借料
大規模太陽光発電（2,000kW級）の賃借料		15万円
農地の賃借料	田	1万2,000円
	普通畑	1万円
	樹園地	1万7,000円
	牧草地	4,700円

（資料）大規模太陽光発電（2,000kW級）の賃借料は調達価格等算定委員会資料、農地の賃借料は全国農業会議所「農地情報提供システム」ホームページを参照。

農林漁業と再エネ発電設備設置の調整

○【南日本新聞（平成25年8月24日朝刊）（抜粋）】
「増殖する太陽光発電」

・・・再生可能エネルギー電力を電力会社が買い取る制度が、2012年7月スタートした。以来、農地に太陽光発電設備を建設する事例が増えている。
・・・「農業委員会を通じて契約を結び、現在耕作中の農地は、２種農地であっても転用を慎重にしたいが、その手だてがない」・・・

○【北國新聞（平成24年９月21日 ）（抜粋）】
「能登沖が風力発電候補
日立造船、気象協会など洋上で国内最大規模
来月から輪島、珠洲で風況調査県漁協は反発」

・・・これに対し、県漁協は８月２１日の理事会で、事故や水産資源への影響が懸念されるとして、「洋上風力発電の設置を前提とするものであれば、風況調査に反対する」と決議した。・・・

(7) 再生可能エネルギーに係る合意形成や気運の醸成

○ 農山漁村において再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たっては、地域の多様な関係者との丁寧な合意形成が必要。
○ また、これまで地域ごとに取り組まれていた再生可能エネルギーの取組を全国へ広げていくためには、全国段階での課題やその克服方法などの情報の共有を進めることが重要。

○【日本農業新聞（平成26年1月11日朝刊）（抜粋）】
メガソーラー進出「待った」　地元との連携不可欠

・・・（集落内の山の南向き斜面20haに、太陽光発電パネルを設置するとの計画について）斜面は崩れやすく、大雨による土砂で林道は過去に何度も埋まっていた。・・・（自治会長は）「太陽光発電の必要性は理解するが、今回は設置場所が悪い」と顔をしかめる。
・・・事業者らでつくる太陽光発電協会は、再生可能エネルギーの固定買取制度の導入をきっかけに、新規参入が相次ぎ「業界の規模が急激に大きくなり、トラブルが生じやすくなったのではないか」とみる。混乱を避けるために「業者側との丁寧な説明が必要だ」と指摘、地域の実態に合った計画の推進を提唱する。

○【SankeiBiz（平成26年5月5日）（抜粋）】
ご当地エネルギー開発活況　風力、太陽光…「地産地消」目指す

・・・福島第1原発事故以降は、地域の企業や金融機関、市民などの出資でさらに多くのご当地エネルギー事業が生まれている。太陽光や風力のほか、バイオマス、温泉熱など地域独自の資源を活用して発電事業を行い、地域の経済発展や雇用創出も目指す。
今年3月11日には、北海道、青森から長崎、熊本各県まで全国19都道県で地産地消のエネルギー開発事業に取り組む30超の団体代表が発起人となり「全国ご当地エネルギー協会（仮称）」を立ち上げた。
（自然エネルギー市民ファンドの）…社長は「情報やノウハウの交換を進め、分散型発電の流れを地域が中心になってつくっていきたい」と話している。

(8) 今後の分散型エネルギーシステム構築を踏まえた動き

○ 固定価格買取制度による再生可能エネルギーの導入拡大や技術革新等に伴い、導入コストの大幅な低下の見込み。今後、発電コストが他の電源と同程度になれば、送電ロスが少ない等から、分散型エネルギーシステムの動きが進むと考えられる。
○ 農林漁業においても、熱も含めた再生可能エネルギーの「地産地消」は、コストの削減や緊急時のエネルギー確保、生産物の付加価値向上等につながる可能性。

固定価格買取制度における太陽光発電（20kW以上）の価格推移

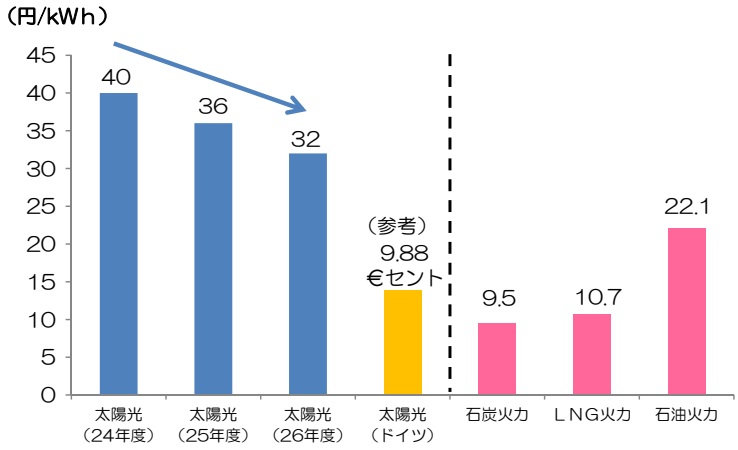

（資料）調達価格等算定委員会、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会、コスト等検証委員会資料を基に作成。
（注）（参考）の9.88€セント（2013年10月時点）は、1€＝140円で換算した水準。

【デンマーク　サムソ島の事例】

○ デンマーク政府は1996年に、電力における再生可能エネルギー比率を2030年までに50%まで高めること等を目標とする「エネルギー21」を策定。
○ 当時、電力需要の95 %を島外に依存していたサムソ島は、デンマーク政府のこの取組の一環として、2008年までに島のエネルギーの100%を再生可能エネルギーによって賄うことを目標とする「再生可能エネルギーアイランドプロジェクト」を開始。
○ プロジェクトの開始時から地方自治体、農業協同組合、商工会議所、発電事業者等が会合を重ね、議論しながら取組を推進。
○ 2000年までに陸上風力発電を11基（合計11,000kW）設置。
○ 風車は農業者、個人、風車組合により所有。これにより島内の電力自給を達成し、余剰分は島外に売電。

(9) まとめ

○ 我が国の農山漁村に再生可能エネルギーを導入するに当たっては、以下の3つの課題に対し、適確な施策を講じる必要。

主な課題

①地域への利益還元

②土地等の利用調整（特に農林漁業上の利用）

③地域の合意形成や気運醸成

対応の方向性

- 地域の主体による再生可能エネルギー発電の利益の地域への還元
- 地域の未利用資源を積極的に活用した再生可能エネルギーの促進
- 農林漁業上の利用との適正な調整を可能にするルールの明確化
- 再生可能エネルギーの「地産地消」の推進
- 協議会等の場を活用し、発電事業者や農林漁業者も交えた合意形成の推進

目指す姿

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの取組の拡大・深化へ

2　農山漁村における再生可能エネルギーの導入を促進するための措置

（1）農山漁村再生可能エネルギー法の概要

○　食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

○　このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年５月１日に施行。

◆目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

この法律や予算措置等の活用により、2018年度において、再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

１．基本理念

① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。

② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

２．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

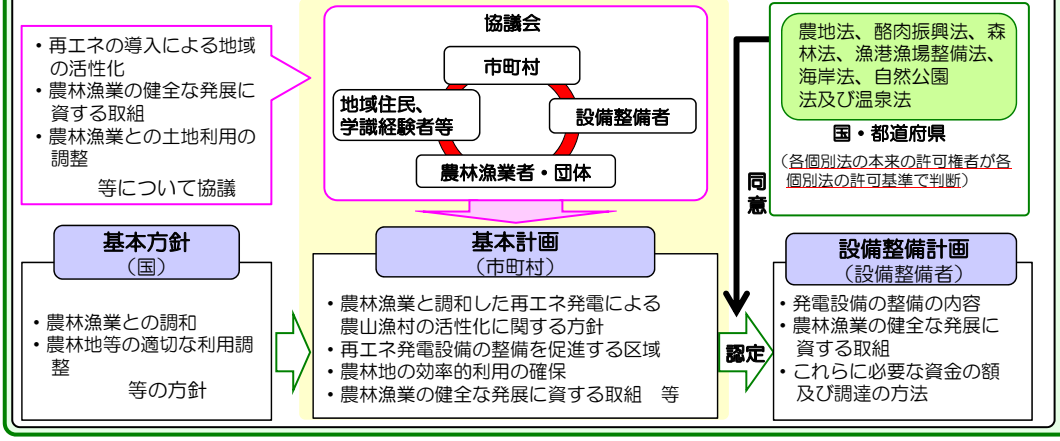

３．認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

（1）農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手続のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。

（2）再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

４．その他

① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助

② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言